

都城市教育振興基本計画（骨子（案））

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に施行された教育基本法においては、教育の目的や理念及び教育の実施に関する基本などが定められ、国に対して、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育振興基本計画を定めることが義務付けられました。また、地方公共団体に対しても、国の計画を参考に、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努力することが新たに規定されました。

本市では、これまで、総合計画の基本理念のひとつに「豊かな心が育つまち」を掲げ、「人と人がふれあい、磨き合う、心ゆたかなまちづくり」を基本方針に、学校教育の充実をはじめとする基本施策を体系的に位置づけ、さまざまな教育施策を総合的に推進してまいりました。

この基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、教育分野の中長期的計画として「都城市教育振興基本計画」を定め、学校、家庭、地域、行政が一体となり、総合的かつ計画的に教育行政を推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、教育行政分野の推進を図る総合的な計画です。「都城市総合計画」を上位計画とし、同時に策定している都城市教育大綱やすでに策定されている他計画と整合性を図りながら、関連する分野について連携を図っていきます。

年度	20	……	27	28	29	30	31	32	33	……	38
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

全部局	総合計画	
関連部局		教育大綱
教育委員会	毎年度教育基本方針を策定	教育振興基本計画
教育委員会	スポーツ施設整備ビジョン	スポーツ施設整備ビジョン
福祉部		子ども・子育て支援事業計画
福祉部		放課後子ども総合プラン行動計画

※関連する計画を追加予定

3 計画の期間

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。なお、教育等を取り巻く状況の変化等を踏まえ、5 年毎の見直しを基本に、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 本市教育の現状と課題

本市教育の現状と課題を下記の4項目で整理しました。

- (1) 学校教育について
- (2) 家庭や地域の教育力について
- (3) 生涯学習や文化活動について
- (4) スポーツ活動について

5 本市教育が目指すまちの姿

文化と歴史のかおる 文教のまち 都城

6 本市教育が目指す人の姿

本市においては、市民みんなで、より良き社会を構築するために、一人ひとりが学びについて考え、理解と関心を高める原点の日として、2月18日を「都城教育の日」と決めました。

「都城教育の日」の宣言において掲げた目標を本市教育が目指す人の姿とします。

「都城教育の日」宣言

- わたくしたちは、常に学び、都城の明日を担う「人財」をめざします。
- わたくしたちは、自分を振り返り、学び合い、認め合い、助け合い、平和で豊かなまちをつくります。
- わたくしたちは、家庭で、学校で、地域で、自分を見つめ、自分でできることを考え、行動します。
- わたくしたちは、郷土の歴史を学び、郷土を愛し、誇りを持てる人となる努力をします。



7 施策の基本目標

本市教育が目指す姿の実現に向けて、次の6つを「施策の基本目標」として施策を推進します。

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

基本目標2 次世代を担う子ども達の学力向上と社会を生き抜く力の育成

基本目標3 ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもたちを育む教育の推進

基本目標4 魅力ある教育環境の整備・充実

基本目標5 生涯を通じて学び、文化に親しむ社会づくりの推進

基本目標6 スポーツの振興

基本目標1 市民総ぐるみによる教育の推進

少子高齢化、人口減少などに社会が大きく変化する中で生じる様々な問題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と行動力を生み出すため、家庭、学校、地域での学びを、子どもから大人まで生涯にわたり切れ目なく充実させることが必要であることから、次のような取組を進めます。

- (1) 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 地域とともにある学校づくりの推進

基本目標2 次世代を担う子ども達の学力向上と社会を生き抜く力の育成

これからの社会を生きる子どもたちに対して、心豊かにたくましく社会を生き抜く基盤を育む教育がこれまで以上に必要となっていることから、次のような取組を進めます。

- (1) 確かな学力を育む教育の推進
- (2) 豊かな心を育む教育の推進
- (3) 健やかな体を育む教育の推進
- (4) 健やかな心身を育む学校給食の充実
- (5) 特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進

基本目標3 ふるさとを誇りに思い、世界にはばたく子どもたちを育む教育の推進

人口減少や核家族化、国際化、情報化等変化の激しい社会で生きる子どもたちにとって、グローバルな視野を持ちつつふるさと都城に対する誇りや郷土愛を育むことが重要であることから、次のような取組を進めます。

- (1) ふるさとに学び、誇りや愛着を育む教育の推進

(2) グローバルな視野を持ち、宮崎や日本、世界で活躍する人材を育む教育の推進

基本目標 4 魅力ある教育環境の整備・充実

次代を担う子どもたちの健やかな成長を図るためには、学校をはじめとする様々な子どもの学びや育ちを支える教育環境の整備・充実を一層推進する必要があることから、次のような取組を進めます。

- (1) 教員の資質向上
- (2) 学校における安全・安心の確保と防災教育の推進
- (3) 学校規模の適正化及び小規模校の振興

基本目標 5 生涯を通じて学び、芸術文化に親しむ社会づくりの推進

都城市が今後とも輝き続け活力を維持し発展していくためには、生涯にわたって、学びを深めたり学び直しをしたり、また、新たな学びに取り組んだりしながら自らを磨き高めることや、郷土の歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできる社会づくりが必要なことから、次のような取組を進めます。

- (1) 生涯学習・社会教育の振興
- (2) 生きる力を育む読書活動の推進
- (2) 芸術文化の振興
- (3) 歴史と地域文化資源の保存・継承・活用

基本目標 6 スポーツの振興

市民の誰もが、生涯にわたって、スポーツに親しみ、健康や体力の増進を図れる環境づくりが必要なことから、次のような取組を進めます。

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) 競技スポーツの強化
- (3) スポーツ環境の整備

8 計画の推進

学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協力して計画を着実に実行いたします。

また、本計画は、教育分野だけでなく、子育て支援や福祉分野と深く関連する部分があり、関係部局と相互連携し、協力をしながら施策を推進します。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づき、毎年度、評価と進行管理を行ないます。その結果を速やかにホームページ上に公表するとともに、PDCA サイクルに基づく見直しを行います。